

佐賀平坦農業における干拓地形成の課題

磯 辺 俊 彦

一、佐賀平坦農業と干拓地

- 1 干拓地形成の必然性——佐賀平坦農業の体質——
- 2 干拓地の背後地化
- 二、地方干拓形成の諸段階に対応する當農諸形態の問題点

- 1 中飯盛——水田酪農の課題——
- 2 大授爾——経営安定化の課題——
- 3 有明国営干拓——造成費の課題——
- 三、むすび——佐賀平坦農業としての課題——

一、佐賀平坦農業と干拓地

1 干拓地形成の必然性——佐賀平坦農業の体質——

佐賀平坦の農業は常にその矛盾を自ら基本的に解決することなしに、新たに造成される干拓地に転稼して、その矛盾を先のばしする形で成長してきた。たとえば、大正一四年の『佐賀県農会報』⁽¹⁾は干拓の必要性を次の諸点に求めている。

- 1 陸地拡張
 - 2 米穀増殖
 - 3 自作農創設に供すること
 - 4 県内の過小農業者を移し、中農経営に導かんこと
- 佐賀平坦農業における干拓地形成の課題

5 沿岸水滞地を救済すること「……沿岸田地は到る所潟面即ち海底より三、四尺低い、……為めに排水口が塞がれ、自然内部水滞し年々水害を受け中には不毛地と化したる所もあり、収穫の損失誠に大なるものあり。水損地の面積詳かならざるも、零千町内外あることと思われ、之れが排水を完全にし、復活せしむには前面干潟を干拓するに如くはない。」

6 沿岸数千歩の危険地帯を安全地帯になさんこと「大正三年、同八年、同十三年（二回）此間四回の高潮のため海岸は荒され就中大正三年の高潮災害は今尚沿岸民を戦慄せしむるのである。……かくの如き危険地帯なるためこの区域の農業は誠に疎放である、恰も賭博でも打つ様なやり方である。豊饒な素地を有しながら平素収量少きはそれがためである。」

かように、矛盾先のばしの契機は各方面に現われていた。水についていえば、干拓地において用水不足と排水不良の矛盾は最もシャープに現われている。それは地力の高位にもかかわらず、その一方的な収奪を余儀なくさせるような営農の不安定性を長期に亘って持続することとなる。しかも、この営農の不安定性が、逆に他方での土地獲得・経営拡大を可能にすることとなり、それがますます地力収奪的営農を拍車することとなる。

営農の不安定は入植の契機あるいは形態からも規定されている。背後地における土地所有の矛盾の中から放出された農民層にとって、とくに資金不足は決定的であり、それは干拓地においてもまた小作関係に入らざるを得ない条件となっている。しかし干拓地は同時に「新しい村」としての部落的結合の開放性をもっている。それは何よりも旧慣の秩序に束縛されていた農民層にとっての魅力であろう。⁽²⁾

さらに地先の耕地造成は地元農村にとってみても、地元増反という形で、そこで醸成されている土地所有の矛盾の激化を緩和することができる。少なくとも、零細農民にさような希望を与えて彼等の抵抗を緩和し、分散させることができる。

しかし、これらのいずれをとってみても、干拓造成は、それじたいでは、何ら旧村の生産諸関係に絶えず発生し

拡大している諸矛盾を解決するものではない。一時的な爆発を回避し延引するにすぎない。問題は依然として旧村の内部から発生しており、内部に存在している。かくして諸矛盾の淵源体を内部に保持し蓄積しつつ、しかも干拓地をたえず先へ先へと造成していかざるをえないという——たんに自然的に止まらず、社会経済的な——この構造性は、とくに佐賀平坦農業にとって大きなみをもっている。それは干拓造成の原型として、熊本の領主干拓あるいは福岡の地主干拓等と異なつて、佐賀では相対的ないかたでいえば農民干拓としての特徴をもっており、それだけに小規模のものを次々と隣状に追加していくといった自然の陸化に順応した様式をとっているという面から一層そうである。それだけ前線干拓地と地元農村・農民との間にはより密接な関係がある。また、それゆえに、佐賀平坦での干拓の歴史は、農民経営の困難によつてその停滞が条件づけられ、逆に集約化の可能性によつてその促進があらわれる、これらの関係が明確にでている。たとえば戦前、昭和期における自小作前進のエネルギーはまた干拓造成のエネルギーであつたのであり、それが為政者の手によつて直接的な衝突(3)、小作争議の爆発を回避せしめる重要な一方策たる役割を演じた。

注(1) 村岡碩市「佐賀県の大宝库」『佐賀県農会報』第四号(大正一四年七月)。

(2) 佐賀県耕地協会『佐賀県干拓史』(昭和一六年)乾の巻、第二章。

(3) この項の詳細は拙稿「佐賀平坦における干拓地農業の成立過程——大援擲干拓地の分析——」および「いわゆる『佐賀段階』の形成過程」『主要地帯農業生産力形成史』下巻所収(昭和三四年)を参照されたい。

2 干拓地の背後地化

かように、佐賀平坦農業は、その地先に農民的な干拓地造成の可能性をもつことによつて、その肥沃な土壌のう

えに特有の体質を形成し維持したのである。かかる体質Ⅱ構造にとって干拓造成の自然的可能性はすでに必然性の
いみをもつ。佐賀平坦農業は、干拓地も背後地とともに共通したこの特有の体質をもっているということができ
るのである。

だが、干拓地が造成され、入植↓定着の経過を辿って経営は漸次に安定化していく。それは、土地条件をはじめ
として、社会・経済的にそうである。またそれは、干拓地と背後地との関連でいえば、干拓地の背後地化の過程に
他ならない。現実の佐賀平坦内部の諸村は、かようないみで、いわば「堀」から「揚」への背後地化の諸段階にあ
るわけである。

その点について、もう少し具体的に整理してみよう。第一に干拓時期が古いということは、一方ではそれだけ営
農が安定してきていることを示しているが、同時に他方では地力問題がより切実になってきているということに
他ならない。水稻の反当収量の停滞ないしは秋落化といった問題がその一面を示している。しかも第二に、営農の
安定は、それだけ耕地移動を縮小する可能性をもっているが、それは戦前の地主的土地所有のもとでも、戦後
の自作農的土地所有のもとで一層はつきりした形で現われる。それは現実には経営耕地を拡大しようとする農民に
とつての耕地制限としてあらわれる。第三に、土地条件としてみれば営農の安定は個別耕地の土地質が均質化の方
向を辿ることに他ならない。逆に営農の不安定な状態は土地条件の劣悪性、つまり土地質の不均質な状態に依存し
ている。土地質の均質化は、のちにみるように、農民の交換分合あるいは集団化の実践的な基礎・前提となってい
る。(もっとも佐賀平坦では耕地整理が行なわれていないので本格的な均質化——單純に価値量に還元できるといういみでの——
とはいいい難い。「なわのび」「泥土」「用排水」等をめぐるクリーク農業の特質が右の耕地質の問題を一層複雑にしている。)

かような三点を主な側面として、より背後地化の進んだところほど、従来の地力収奪的な技術体系にのみ依存し、あるいはそれを伸張させることは、より困難になってきている。そこでは従来の原型とは異なった技術体系とそれによる収益の増大がより一層要請される。かような要請は、具体的には、昭和二七〇八年以降にとくに進行している自家労作経営としての自作農的土地所有の純化過程⁽⁴⁾によって特徴づけられる。それは農村における平均的生活水準の一般的上昇と、それにもかかわらず拡大する都市賃労働者のそれとの較差とのもで促進せられた農業技術の諸進歩——農業機械化・固定資本の増大——を中軸としている。戦前にくらべてより一層拡大された生産力(技術的基礎と、より一層狭隘化した耕地所有)経営の矛盾が、佐賀平坦では、いわば〝二重うつし〟に——一つには背後地化の進展として、二つには地主的土地所有から自作農的土地所有への推転として——現われており、それだけにその変化は大きい。

農民経営の具体的な対応は、そこで水稻二期作、水田酪農、水田をさい等々の戦後の多角的商品生産化として示される。従前の米麦二毛作体系の中から現われた、かような展開の芽は、戦後二七〇八年以降の佐賀平坦農業の集中的な特徴点であろう。これを階層的にみれば、この多角的商品生産の担い手は中間耕作規模の農民層である⁽⁵⁾。この階層において、さきの〝二重うつし〟の関係は集中的に交錯せしめられているといえるのである。のちにみる中飯盛での中農化傾向と中農層の性格とはそのことを示している。

そこで、以下においては、かような諸関係の推転過程が現在どのような地点に到達しており、そこで当面している問題は何か、を实態調査した三地点について個別に検討してゆきたい。選定した三地点は部落成立の新旧によっており、中飯盛(佐賀郡東与賀村)を典型的な背後地部落として、大授搦(同村)を昭和初期干拓地として、有明国営

干拓（杵島郡北有明・南有明村地先）を近年の入植地として対比した。調査時点は昭和三四年一二月である。

注（４） 拙稿「佐賀平坦における農業機械化と農民経営」〔『農業及園芸』三四卷一〇号、昭和三四年〕は、戦前後の農民経営の再

生産様式の変化という視点から、佐賀平坦での最近のそれを農民経営としての純化過程として扱った一つの試論である。

（５） 拙稿「佐賀平坦農業における農民的蓄積の動向」（『的場徳造編『九州における経済と農業』昭和三四年）は戦後の技術進歩を中心にこの点にふれた。

二、地力（干拓）形成の諸段階に対応する営農諸形態の問題点

1 中飯盛——水田酪農の課題——

佐賀市南方約四軒にあるこの部落は、現在、水田酪農部落として特徴づけられる。戦前から戦後へかけての経営耕地階層別の農家戸数の増減傾向をみると、一～二町の間層の漸増傾向と両極の減少ないしは停滞といった、かなりはつきりした中農化傾向をみることができる（第1表）。上層については、とくに戦後では、中農上層の上昇↓頭打ち↓落層化がみられ、個別に当たってみるとこれの多くの理由は分家である。上層にはかような対流現象があり、それが上から中農化を促進する結果となっている。同表について二五年以降の経営地増減をみても減少農家が増加農家を超えており、それも一～二町層に集中している。時期的には二二年から二九年にかけて、若干の上昇↑耕地拡大がみられたが、二九年以降はほぼその傾向がストップしている如くである。この耕地拡大の停滞傾向は地価の面にもあらわれており、三〇年前後には二七～八万円していた水田の中田価格は三四年末現在で二二～三万円に低落してきている。

佐賀平坦全域について市町村別にこの農地価格の動向を整理すると第2表の如くである。騰貴を保合・低落と対比させると

第1表 耕地階層別農家戸数の変動(中飯盛)

(単位:戸)

	昭和9	14	22	29	34	昭25~34の 経営地増減	
						増加	減少
3町以上	5	2	—	1	—	—	—
3~2.5町	1	3	4	2	2	2	—
2.5~2町	5	8	6	7	4	1	2
2~1.5町	11	7	7	8	9	1	4
1.5~1町	4	7	9	9	11	2	4
1~0.5町	2	3	2	2	3	1	—
0.5町未満	8	6	8	9	9	1	1
計	36	36	36	38	38	8	11
離農	4	1	2	1			
新設	4	3	4	2			

昭9,34は部落資料,14~29は各年センサスによる。

第2表 水田地価の動き (昭和31~33)

(単位:町村数)

		騰貴	保合	低落	計	騰貴	保合 低落
佐賀 平坦	上田	13	5	7	25	13	12
	中田	13	6	6	25	13	12
	下田	7	8	6	21	7	14
	計	33	19	19	71	33	38
新潟 平坦	上田	2	—	5	7	2	5
	中田	1	1	6	8	1	7
	下田	2	1	5	8	2	6
	計	5	2	16	23	5	18

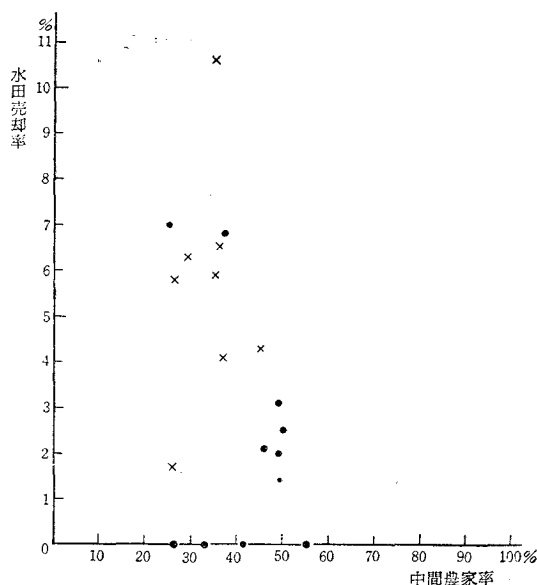
佐賀平坦は佐賀郡,新潟平坦は西蒲原郡の町村数を示す。

各年全国農業会議所『田畑売買価格と小作料調査』より集計。

総体では後者の方が多い。上田と下田とを区別してみれば、上田では騰貴件数が上廻るが、下田では保合・低落が多い。農地価格騰貴の頭打ちないしは反落傾向が、とくに下田から上田に及びつつあることをみる事ができる。参考のために添附した新潟(西蒲原)では、この傾向は一層著しい。これらの傾向は、三〇年頃まで土地買あさりをすすめていた中農層が、そのご再編成段階に入った結果であるとみてよいであろう。換言すれば、右の地価反落傾向は経営余剰の頭打ち傾向を物語っている。純農村地帯でこの傾向が見出されることに特に注目しておかなければならない。

しかも、このことは同時に耕地移動量そのものの減少として示されるのであって、農民の言葉でいえば、「売りに出される土地がない」傾向と相表裏している。第1図はこの関係を表示した。縦軸にとった比率は資料の制約から耕地（水田）売却率であるが、本来は購入をも含めた耕地移動率が望ましい。部落間の移動が、とくに干拓地では出入作関係が多いから、見落されるからである。本図によってみると、耕地売却率——これを一応移動率としてみると——の高さは一〇二町規模の中農層の高さと逆相関を示している如くである。すなわち、中農層の形成の微弱なところほど耕地移動率は高い。しかも、同時にそれは干拓形成年次が新しい「棚」の性格として受取れるわけである。

中飯盛での中農層の比率は高い。そのもとで耕地移動率は低下しており、しかも地価は騰貴ではなく低落傾向にある。そこに、水田酪農を新たな基軸とする中飯盛での中農層の再編の問題性をみてよいであろう。



第1図 耕地移動についての各集落の分布傾向（東与賀村）

- 注 1) 耕地売却率は、昭25～30の水田売却面積の水田面積にたいする比率。
 2) 中間農家率は、昭31の1～2町農家戸数の総農家戸数にたいする比率。
 3) 相対の区分であるが、×印は干拓地を、・印は背後地を示す。
 4) 『1956年佐賀県農業基本調査報告書』第二部より作成。

そこでこの部落の乳牛飼育の現状はどうか。第3表は三四年末現在の状態を示している。三頭飼育は一〇二町規模に集中しており、一〇・五町層の一戸も九・六反の農家である。二町以上には三頭飼育はなく、また一町未満には飼育そのものがないとしてよい。だが導入初期の状態は必ずしも同様ではなかった。第4表のように二二年にはすでに三六戸のうち一〇戸の飼育農家があったが、九戸までは一頭飼育であり、一戸だけが二頭飼育であった。しかもその階層も一・五町未満の、どちらかというと下層に比重が大であった。これがそのご総頭数および飼育農家戸数の増大とともに、より上層に比重が移行し、二九年には一〇二・五町に重点が移っている。この二九年をほぼ境に一〇二町の中間層への乳牛の集中化傾向が明瞭化している。すなわち、導入初期の役乳兼用かつ育成重点の形態から二七・八年以降の耕耘機の導入による役利用の廃止——これは耕耘機のない下層にも質耕の形で普及した——によって、搾乳重点への本格的酪農への動きがでてくる一方において、役利用に重点があった下層の飼育廃止・無畜化の傾向をみせ、両者の分化傾向がより明瞭になってきているわけである。

三四年末現在では、育成重点農家は二町以上の上層に偏っている。ともかく、かように当初の一頭から三頭飼育にまで伸びてきていることは、それだけ水田酪農としての体系化、専門化が進行していることを示している。しか

第3表 乳牛飼養の現状（昭和34年末，中飯盛）

（単位：戸）

	飼 養 戸 数				飼育の重点		非飼養戸数	総戸数
	1 頭	2 頭	3 頭	計	搾乳	育成		
3～2.5 町	1	1	—	2	1	1	—	2
2.5～2 町	2	1	—	3	—	3	1	4
2～1.5 町	4	1	2	7	7	—	2	9
1.5～1 町	6	1	1	8	8	—	3	11
1～0.5 町	1	—	1	2	1	1	1	3
0.5 町未満	—	—	—	—	—	—	9	9
計	14	4	4	22	17	5	16	38

し、これが今後どこまで伸びるか、という点になると農民の考え方は余り樂觀的ではない。三頭が飼育の限界だろうという意識が強く支配的である。一方で専門化（農家の分化）が進行しながら、他方では三頭飼育の限界線がひかれるとすれば、それは水田酪農にとって問題であらう。なぜ、そうなるのか。

「一頭では収益にならない。しかも農繁期の競合が目立つ。」と農民はいう。戦前の役馬に代つての役利用が基本的にいみを持たなくなった現在では、確かにそうであらう。新規に乳牛を始める農家はここ二、三年ないという事実もそのことを示している。さきの総乳牛頭数の増加は、一頭飼育の相対的減少と多頭化という内容をもっている。それが耕地階層からみた中農化傾向とよくマッチした形で進行しているわけである。

それならば、三頭飼育で酪農部門の採算がとれているだろうか。実際販売乳価から第二次生産費を差引いた結果によってみると、全国で二二〇円、内地府県では三五一元（一〇〇kg当り）の赤字となっている（昭和三二年度、第5表）。全国を頭数別にみると三頭まで赤字で、四頭で漸く均衡し、五頭になって若干の黒字となるという周知の結

第4表 乳牛飼養の年次変動（中飯盛）

A 飼養頭数別					(単位：戸)	
		飼 養 戸 数				総戸数
		1 頭	2 頭	3 頭	計	
昭	22	9	1	—	10	26
	27	10	2	2	14	23
	29	15	—	2	17	21
	34	14	4	4	22	16
B 飼養階層別						
	昭 22	27	29	34		
3 町 以 上	—	—	1	—	1	—
3～2.5 町	1	—	—	—	—	2
2.5～2 町	1	2	5	—	3	—
2～1.5 町	1	4	4	—	7	—
1.5～1 町	3	5	6	—	8	—
1～0.5 町	2	2	—	—	2	—
0.5 町未満	2	1	1	—	—	—
計	10	14	17	—	22	—

果が示されている。つまり、自家労働を日雇労働なみに費用として計上するかぎりでは、三頭飼育までは酪農部門の採算はとれない、ということになる。資本家的採算のもとでの独立部門としては成立しないということである。とはいえ、三頭飼育ではその部門収入は農家総収入の五〇%を超えている。農家収入として第一位の部門が未だ採算割れの状態にあるわけである。三頭飼育でいどでは、たかだか一日二〇〇円程度の自家労働報酬を受取りうるにすぎない。そこで酪農部門の拡大再生産のためには、原則として他部門からの導入投資がなければならないことになる。第一位の収入部門の拡大を第二位以下の部門によって補償しなければならない。米の一日当り労働報酬が全国平均で九〇〇円という状態がこの間の事情を説明しよう（米生産費調査における一日当り家族労働の評価は約三五〇円である）。すなわち、酪農における三頭飼育という段階は、他の事情に変わりなしとするかぎり、未だ創設投資の段階であって当部門に社会的必要とせられる最低資本定量に到達していない段階である。ところが、その三頭飼育が中飯盛部落での発展

第5表 酪農の労働報酬（昭和32年度）

A 全 国					
	100kg 当り		搾乳牛1頭1年間		農家総収入にたいする乳牛収入の割合
	実際販売乳	第二次生産費差引	家族労働数 日	1日当家族労働報酬	
	円	円	日	円	%
5 頭	2,345	111	49.8	502	62.9
4	2,675	48	67.0	407	59.3
3	2,586	△ 220	75.7	218	51.2
2	2,803	△ 382	85.4	174	36.6
1	2,429	△ 446	113.9	157	26.5
平 均	2,592	△ 266	81.2	212	40.2

B 地域別（3 頭飼養）					
全 国	2,586	△ 220	75.7	218	51.2
北海道	2,231	72	62.8	399	50.1
府 県	2,735	△ 351	81.2	158	51.6

C 1日当り家族労働報酬					
乳 牛	212	全国平均、搾乳牛1頭1年間			
米	906	全国販売農家、（九州 808円）			
小 麦	218	全国、（九州 26円）			
みかん	940	全国、昭和31年産			

限界だとすれば、これまでの考察からすれば、それは資金源の問題ではなく、その他の制約要因が強く働く結果だとみなければならぬ。それは資金を受けられる場の制約であって、直ちに資金不足に結びつけることはできない。政策的な見地としても、この両者を区別して考えることが必要であろう。

場の制約とは、どういうことか。具体的な事情に当たってみよう。

(i) 自家労働力の限界。さきの計算でいけば、自家の労働報酬としても二〇〇円であるから、これを恒常的に三〇〇円の雇用労働力によって維持することはできない。それが農民の意識の中にある。それが自家労働力の範囲内では乳牛は飼えない、という形で倒錯的に現象する。それを農民は、〃作業が難しい〃という表現をしたりするわけだ。三頭が四頭、五頭となったときに、これらの関係がどう変るかを考えてみれば、それは乗りこえがたい一線では——原則的には——ありえない。だがもう少しつっこんで考えてみると、かような問題の組み立てかたは、雇用労働力を自家労働力の不足補充だとする意識からはでてこない。戦後一貫してみいだされる生計費の一般的上昇が、経営費としての雇用労賃の同じ機構による上昇と衝突し経済余剰を圧縮していくかぎりでは、経営の自家労働力依存の傾向は一層強まらざるを得ないであろう。しかし、同じメカニズムが、農民経営の一層の商品化を要求し経営相互間および経営内の分業を促進するとすれば、自家労働力依存経営も戦前の如き単純なる家族内協業経営に止ることはできないであろう。新たな分業にもとづく協業の労働機構——「協業や分業などから生ずる労働の社会的諸自然力」——が要請されるであろう。だが現在のところ自家労働力の限界を強く意識せしめているのは、自作農主義であり、その制度的表現としての自作農的土地所有である。そのいみで、この土地所有制が経済の発展法則と矛盾しており、現実に場の制約を基礎づけているといわなければならない。

(ii) 耕地制限。自作農的土地所有制の限界性は現実には耕地所有の經營の限界性である。先述のように、また次項の大授揚と対比してみてもわかるように、中飯盛での耕地制限の強さは明らかにその中農化傾向と結合している。〃売りになされる土地がない〃という農民の表現がそれである。それが水田酪農の初発の要因であったが、ここではそれが水田酪農の發展限界としてあらわれる。現在の技術水準で、水稻の裏作としての飼料作は大略乳牛一頭につき五反はいると農民はいう。三頭飼育農家が一町五反前後の經營であるから、それ以上は飼えないというわけである。二町以上になると飼料作の余裕はでてくるが、水稻作に手間がくわれて酪農と競合する。ここでもさきの自作農主義が顔を出す。それは、二・三町の水稲作があればそれに安住でき、敢えて危険負担の多い酪農に手をだすこともないという意識として汲みとれよう。

(iii) 水利制限。だが一町五反前後の階層にとって飼料作の集約化の技術的可能性がないわけではない。水稻早期作と飼料作との結合という形がそれである。それは、酪農拡大の資金源としての、基幹部門たる水稻部門に手をふれることをいみしている。佐賀平坦では山間、山麓ほど増収効果がない、品質が落ちる、栽培が散発的、分散的であるために雀害その他管理上の困難がある、颱風水害は必らずしも九月にくるとは限らない、等々の理由が農民の大量の実施を遅滞させている。だが、これらはいずれも大量に実施される段階になれば回避しうるし、またその有利性も認められる。だがさらに、その大量化を基本的に制約しているのは水利の問題である。逆に、このことはこの水利制約を解放するほどに農民の要求が切実になっていない、要求が大量化していない、ことでもある。酪農民と非酪農民（＝米麦作農民）との分化傾向は、階層的には中農層と大農層との分化として読みとれるが、水利の当面の課題は、この階層的対抗を基柢にはらんでいる。この対抗を共通の發展基盤にもたらず可能性は、水稻生産力の

今後の発展が如何なる水利体系のもとで実現されるかという点にかかっている。このために酪農民の要求の大量化が必要であり、そこで再び酪農の自立性が必要となる。かようにして、三頭飼育限界の問題は、一つの悪循環をなしている。かつ、この問題は後述の有明国営干拓の入植民にとつても、遠からず当面せねばならぬ課題であろう。

×

×

しかしながら、かような悪循環にたいして農民の対応策が全く欠如しているというわけではない。

- (i) 交換分合への積極性。去る昭和三〇年に東与賀村では全村的な交換分合計画が実施に移された。もつとも、この交換分合に全村的な熱意が傾けられていたとはいえないようだし、むしろ「補助金めあて」という農民の声がよほどその真実を伝えてもいよう。けれども、中飯盛に関するかぎり、かなり積極的であった。中農化傾向が促進され、耕地制限が強まる中で耕種の集約化を計ろうとする前述の動きがあるときに、この交換分合を通じての集団化は三頭飼育限界を超えようとする農民層の積極性を示している。村全体で総耕地の二一％が動いているのにたいして、中飯盛では三三％が動いている(第6表)。「村の中で一番よくこの交換分合計画を利用したのは中飯盛だ」ということになっている。第7表を見ると、関係戸数二四戸はすべて五反以上であるが、それは五反以上戸数三〇戸の八〇％に当っている。次に、関係者の譲渡面積と譲受面積とを比較してみると、総計では僅かに譲渡が譲受を上廻っているが、階層別には二・五〜三町の上層と一〇・五

第6表 交換分合の規模

				東与賀村	中飯盛	大授煽
				町	町	町
耕	地	面	積	999.8	52.4	78.9
交 換 分 合	{	譲渡面積		210.5	17.6	22.2
		譲受面積		210.5	17.3	24.1
同上の耕地	{	譲渡	%	21.0	33.5	28.1
		譲受	%	21.0	32.9	30.5

昭和30年度『農地交換分合計画書』(東与賀村農業委員会)より集計。

町の下層との両極層において譲受の超過がみられ、その他の中間層では譲渡の超過がみられる。つまり、交換分合を通じて上下両極層では経営耕地が拡大し、中間層では縮小している。さらに移動耕地の階層別平均単価（これは実際地価の $\frac{1}{2}$ でいどで単価というよりも「評点」とみたほうがよい。農民の交換のさいの操作基準は地味、距離を主にして上田三万円、中田二万円、下田一八万円として行なわれた）の面では、各階層とも概ね譲受地の平均単価の方が幾分高くでる計算となる。例外は二・二・五町層で、譲渡地の平均単価がやや高い。つまりこの例外を別とすれば、どの層も相対的にいって下田を手放し上田を獲得しているといつてよいであろう。さきの耕地増減と関連させていえば、一・二町の間層では、より広い下田を手放して、より狭い上田を得た結果となる。これから推測すれば、この交換分合に最も積極的であったのは一・二町の間層であつて、多少耕地の減少をみ、かつ多少の手出しをみながら、なお上田を集めようとしたこと、それはとくに集団化としてのいみが大きかったことを認めて差支えないであろう。

(ii) 浅越式全自動製筵機にたいする反応。のちの大授堀の項でみるように、この製筵機は従来のそれに比して飛躍的な機能をもっており、三

第7表 交換分合の階層性（中飯盛）

	総戸数	同経面 営積	関係戸数	同経面 営積	交換分合面積		同 平均単価	
					譲 渡	譲 受	譲 渡	譲 受
	戸	畝	戸	畝	畝	畝	円	円
3～2.5 町	2	550	2	550	208	214	43,310	43,646
2.5～2 町	4	880	3	645	440	417	43,483	43,139
2～1.5 町	9	1,631	9	1,631	549	534	43,440	43,496
1.5～1 町	11	1,573	8	1,013	440	427	42,799	43,537
1～0.5 町	3	251	2	165	25	35	43,536	43,730
0.5 町未満	9	266	—	—	—	—	—	—
計	38	5,151	24	4,004	1,663	1,628	43,267	43,440

同前資料より集計。

三年頃から本村にも入り始めている。この製筵機はとくに中間下層を惹きつけ動揺させた。しかし、結論として藁加工と乳牛とは収入としてみてトントンだが、藁加工は手間が一時集中するとか、藁が厩肥にならないので損だといったことで、この部落ではこの製筵機は結局一台も入っていない。この辺の事情は次項の大授搦とも性格的な差異を示しており、水田酪農がたんなる副業の域から一步ぬきんでようとしている、酪農がそこまで根をおろしかけている、ことを示していよう。それは今後の水田酪農における前述の課題をいかに解決していこうとしているか、その対応姿勢を示すものとして理解できる。それはたとえば厩肥施用後は年の収量変動の巾が著しく減少した、あるいは収量水準としても反当り一俵はちがう、といった農民意識の中にも現われている。

2 大授搦——経営安定化の課題——

大授搦は大正一五年に発起され昭和九年に最終の潮止をみた二七六町余の干拓地である。部落を形成して入植している農民は昭和三四年末現在で六七戸、その耕地八七町弱であり、右の総耕地に対比して三一%を占めるにすぎない。残余の一八九町、六九%の耕地は、したがって地元増反地である。とはいえ、この入植農民地は第9表のように、定着戸数の増加とともに年々増大してき

第8表 耕地階層別農家戸数の変動（大授搦）

	昭 14		22		29		34	
	戸数	経営面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
3 町 以 上	2	624	1	430	1	323	3	967
3 ～ 2.5 町	2	524	5	1,365	8	2,210	10	2,719
2.5 ～ 2 町	9	2,007	5	1,138	5	1,122	5	1,092
2 ～ 1.5 町	5	813	8	1,568	7	1,227	3	497
1.5 ～ 1 町	—	—	6	702	16	1,833	15	1,739
1 ～ 0.5 町	2	140	8	577	12	918	16	1,215
0.5 町 未 満	1	20	6	192	9	257	15	425
計	21	4,128	39	5,972	58	7,890	67	8,654
離 農 新 設	戸		戸		戸		戸	
	5		8		5		5	
	24		26		14			

であり、干拓直後の昭和十四年の四一町（一五％）に比すればほとんど倍増している。しかも、その増加はたんに新設戸数が離農戸数を上廻って増大したということによってだけではなく、なお既入植農民の経営地拡大の動きが顕著であつたことによつて裏付けられている。第8表からわかるように、この部落の農家戸数の動きをみると、上層と下層との両極層が増大し、一・五・二・五町の間層が減少するという、かなり明確な両極分解の様相を呈している。この上層の増大は一方での経営拡大に対応し、下層の増大は他方での新設農家の増加に対応するわけである。中飯盛における中農化傾向とは全く対照的なこの動きは、その経営総耕地が地元増反地を喰つて年々増加しているという、耕地拡大の可能性に依存している。それを喰つていけるだけの条件が入植者の側に蓄積されつつあるということと同時に、地元増反地は機会さえあれば手放されやすいという事情があるということに他ならない。地元増反地はその経営者にとつてみれば経営本体の耕地分布からとび離れた、その経営との結合の薄弱な耕地であることが多い。それはとくに最近の経営集約化あるいは通勤兼業の増大の動きの中では解体される可能性が大きい。戦前の地主的土地所有のもとで、零細小作農にとつて地元増反地がもつていた割の悪い生計補充的なみは、現在ではほとんど失なわれかけているといつても過言ではないであろう。一般的にいって地元増反地は、ますます定着性のない、浮動的な、一時しのぎ的な性格を強めているとしてよいであろう。現在でも、地先の干拓に地元増反の要求をより強く主張しているのは主に中貧農層であるから右の事情は一層強められる。だが、地元増反によつて中貧農の劣等事情は何ら改善されうるものではない。この点についてはのちに有明国営干拓の項で再びふれる。

だが、かような地元増反地の非定着性が一般に指摘されうるとしても、その基柢には、さらに次の事情が附加されていることを指摘しておかなければならない。すなわち、入植農民地の拡大が、昭和九年の潮止入植後ほとんど

二五年をこえようとしている現在まで進行せしめられているのは、耕地の営農条件の安定化がそれだけ延引されてきた結果だということである。つまり、一面で経営不安定の条件をなすものが、他面で経営拡大の条件となっているということである。

そのような事情はとくに水利事情に示されている。前述のように、前線干拓地では用水不足と排水不良とが同時併在する矛盾が最も大きいが、大授勸でこの両者が一応の水準で解決されたのは、漸くここ二三年のことである。用水路の末端にある干拓地では上からの用水では到底不十分で、自有の水源を不可欠としている。大授勸では造成時に井戸が三基設置されたが、需要量を充しえなかった。その後昭和二二三年頃に八田江からの淡水導入を部落民の自力で試みたが設備不十分で失敗している。農民の再三の要望によって県営による本格的導入工事が開始されたのは、漸く昭和三〇年のことであつた。さらに併せて三二年には、北山ダム工事の完成をみて給水量は豊富化し、三三年の干魃にも不足をみなかった。他方、排水については、干拓造成時に設置された堤防前面の排水樋門は、すでに終戦時には前面干瀉の堆積のために使用不能化しつつあつた。この排水が悪いと上から八線まである耕地のうち下から四・五線までの過半の耕地が排水不良に陥る。このために二九年に東側面に新規排水設備を村営で開設し、また二六年以降には個別農民の手によって弾丸暗渠の造成が実施された。この効果は大きく、麦作拡大を結果している。

かように、土地条件の整備が遅滞し、劣悪な状態にあるときには、その経営方式は、幾分でも広い面積を経営することによって危険分散を計り、収益の増大を外延的に計ることとなる。干拓地の地力は概して高く、物財費の負担が少なく、投下労働日も少なく、比較的の高い収量が得られる。そこに右のような土地条件の劣悪さが重なっ

て、地力収奪的な米麦作技術体系が形成されることとなるわけである。背後地をも含めて佐賀平坦農業の技術構造の原型は、かような形で理解せられよう。

さて、経営の安定化・土地条件の整備は何故にかくも遅滞したか。われわれはそこに戦前における地主的土地所有の生産阻害的性格を如実にみるのであつたのである。造成当時、入植農民が持っていた「大授勸耕地整理組合持口券」は通常一〇二株、つまり配分をうけた耕地は一〇二反にすぎなかつた。しかも、その配分構成は、大株主であつた佐賀市などの地主により、優良地が集中し、他方零細株主たる入植農民、地元増反にはより、劣等地が分散する結果を示した（第9表）。それゆゑ入植農民は一応の経営規模を得るために、地主所有に帰した耕地を大量に借入れざるを得ない。さきの第8表から推察されるように、その下限はほぼ一町五反であつた。昭和五年から一二年の間に、東与賀村の総耕地は大授勸の造成によつて二七六町の増加をみたが、うち自作地は八四町にすぎず、小作地が残余の一九三町を占めた。大授勸の七〇％は小作地となつた。昭和五年、つまり本村部分の小作地率は四九％であつた。かようにして、入植農民の耕地構成は、僅少の自作地と劣等地と大半の借入地と優良地という形をとる。同干拓地の造成過程において、いかにしてかような耕地構成が必然化されたか、については、のちに造成費を問題とするときにふれていく。

阻害の第二の要因は、借入地における高い小作料率であつた。耕地の一般的な優良性については、耕地整理組合の『昭和七年度事業成績書』がこうのべている。

「……第一工区耕地面積九拾五町九反歩ノ内約四十町歩ヲ開田シ鑿井水ヲ利用シ初年度稲作ノ試作ヲナシタルニ植付後ノ莖育極メテ良好、若干ノ施肥ヲナシタルノミニテ除草其ノ他勞力ノ如キハ既成田ニ比シ其ノ三分ノ一ヲモ要セザルニ不拘実収穫

ニ於テ一反歩平均三石以上ノ好成績ヲ挙げ其品質ニ於テモ何等遜色ナキ優良米ヲ得タリ。」

開田地の約五〇%弱ではあったが、初年度において、すでに反当三石をこえる予想以上の好成績を示したのである。これが地主に小作料を既耕地なみに取立てさせる口実となった。上田四・三・五俵、中田三俵が支配的となった。だが、作付が全面化するにおよび用水不足は顕著となり、塩害排除は遅延せしめられ、同時に過半の耕地は一時的降雨で排水不良に陥る等、年々の作柄は著しく不安定であった。しかも劣弱な経営裝備を考えれば、右の小作料徴収がいかに不当な高率の搾取であったかは明らかであろう。

第三に、かような耕地構成は必然的に農民経営地の分散をもたらした。配分自作地じたいが危険分散と負担均等を考慮して各等級地に分散せしめられた(第9表)。さらに借入地が自作地分散を数段と拡大する。農民資本の欠如と営農技術の低位が、この耕地分散と不可分の関係にあることはいうまでもない。造成耕地の形状が二反区劃の整然たるものであるにもかかわらず、農民をとりまく生産諸関係はその営農における耕地分散を必然化したのである。

われわれは、以上三点の中に、地主的土地所有が新たな干拓地における営農の安定をいかに阻害したかを、とくに見出す。

そ の 他		計	
反	%	反	%
228.5	(48.9)	1,171.1	(49.1)
127.2	(27.2)	505.0	(21.2)
53.7	(11.5)	235.1	(9.9)
18.4	(3.9)	96.6	(4.1)
29.4	(6.3)	197.8	(8.3)
6.4	(1.4)	65.6	(2.7)
3.7	(0.8)	113.5	(4.7)
467.3	(100)	2,384.6	(100)

20 株 以 上		計	
反	%	反	%
464.9	(64.4)	1,171.1	(49.1)
111.3	(15.4)	505.0	(21.2)
61.1	(8.5)	235.1	(9.9)
2.5	(0.3)	96.6	(4.1)
42.6	(5.9)	197.8	(8.3)
2.7	(0.4)	65.6	(2.7)
36.4	(5.1)	113.5	(4.7)
721.6	(100)	2,384.6	(100)

戦後の農地改革は、戦時中に半ば耕作放棄状態にあった耕地をかき集めて、ともかくも二、三町の耕作名儀を獲得していた農民層にとって、その自作化をもたらし、戦後の発展を基礎づけることとなった。インフレの進行過程と戦後の大量の新規入植とによって醸成される耕地需要と地価の名目的上昇とにのって、これら農民がかき集めた耕地の集散を開始する。分散耕地の売買によって、より優良地の取得と住居周辺への集団化が進行する。しかも需要増大のもとでの地価の名目的上昇は、劣等地の地価騰貴率を優良地のそれよりも大ならしめる傾向をもっている。

第9表 土地等級別にみた耕地配分（昭和10年、大授掬）

A 地域別

土地等級	入植者		東与賀		西川副賀		佐賀市	
	反	%	反	%	反	%	反	%
I. 1～10	25.0	(46.4)	262.9	(40.9)	249.6	(43.2)	405.2	(62.8)
II. 11～20	3.0	(5.6)	135.2	(21.1)	165.3	(28.6)	74.3	(11.6)
III. 21～30	4.0	(7.4)	69.4	(10.8)	54.5	(9.4)	53.5	(8.3)
IV. 31～40	3.9	(7.2)	36.4	(5.7)	19.3	(3.3)	18.6	(2.9)
V. 41～50	18.0	(33.4)	62.3	(9.7)	24.0	(4.2)	64.0	(9.9)
VI. 51～60	—		29.3	(4.6)	19.9	(3.5)	10.0	(1.6)
VII. 61～70	—		46.4	(7.2)	44.7	(7.8)	18.7	(2.9)
計	53.9	(100)	641.9	(100)	577.4	(100)	644.2	(100)

B 持株別

	1～2株		3～9株		10～19株	
	反	%	反	%	反	%
I. 1～10	177.9	(46.7)	267.7	(39.6)	260.6	(43.0)
II. 11～20	88.9	(23.4)	138.1	(20.5)	166.7	(27.5)
III. 21～30	32.7	(8.6)	72.3	(10.7)	68.7	(11.3)
IV. 31～40	18.1	(4.8)	42.1	(6.2)	33.9	(5.6)
V. 41～50	30.1	(7.9)	87.6	(13.0)	37.5	(6.2)
VI. 51～60	15.4	(4.0)	34.6	(5.1)	12.9	(2.1)
VII. 61～70	17.5	(4.6)	33.3	(4.9)	26.3	(4.3)
計	380.7	(100)	675.6	(100)	606.8	(100)

『大授掬耕地整理組合耕地配分精算書』より集計作成。

上向する農民層がとった手段は、たとえば二反の劣等地を売却して一反のより集団化した・より優良地を購入する形をとっている。インフレの昂進との見合いで一種の土地投機が進行するのである。現在の上層農の多くはこのタイプによる土地集積者であり、入植時期も相対的に古い(第10表)。

他方、下層農家戸数の増大は主に戦後の入植であり、一部に上層からの分家が始まっている。戦後の新設農は、右の事情から、戦前入植者に比して耕地拡大の条件はそれだけ乏しい。だが戦前にはそれだけ欠如していたこれら零細農の存続の条件は増大している。戦前には耕地拡大が経営存続の唯一の条件であったが、戦後は必ずしもそうではない。前掲第8

表によると、昭和一四年には大半の農家が一・五町以上の経営地を取得しているが、三四年にはこの関係は逆転して一・五町未満の比重が七〇%におよんでいる。かような下層農の累積傾向は、零細耕地のうえにも経営生活の再生産を可能にする条件が漸次に生みだされてきた結果だといえる。これにたいして、入植初期には一・五町の線が当時の農民手取と土地条件を前提とした技術水準のもとでは再生産の最低限を劃する規模であった、とみななければならぬ。したがって、それ以下の農家は原則として存在しえない。そこでは経営地の縮小を集約化なり兼業なりによって補足する関係は原則として存在しえない。離農が文字通りの離村となるわけである。当時の農地売買が大授揚では通例として一農場(家くるみ)単位で行なわれているのは、その故であると考えられる。現在では、集

第10表 入植年次と現在の経営
耕地規模(大授揚)

(単位:戸)

	入 植 年 次			
	昭 5~10	11~19	20~	計
3 町 以 上	1	—	—	1
3~2.5 町	7	2	1	10
2.5~2 町	4	1	1	6
2~1.5 町	2	1	—	3
1.5~1 町	2	2	5	9
1~0.5 町	2	1	11	14
0.5 町未満	1	—	3	4
計	19	7	21	47

昭31.2実施のわれわれのアンケート調査結果による。

約化技術と兼業化条件の拡大のもとで必要限界は超え難い一線ではなくなっている。ここで、前者を離村型の農民分解であるとするならば、後者は兼業型のそれである。⁽⁶⁾それゆえ、干拓地農業における入植↓定着↓展開という、前述してきたところでは、背後地化の過程は、そこで離村型から兼業型への移行過程であり、下層零細農の堆積定着過程であって、要するに背後地農村的な経営構成への移行過程であることができよう。かつ耕地移動の漸次的な硬直化（＝総経営地拡大の停滞化）は耕地質の向上・均質化の初発的な指標であって、耕地集団化の前提を準備しつつ、両極分解から中農化傾向への媒介条件となるのである。

背後地の農村では、資本主義の農村への浸透の規模と速度とに応じて、この過程がより長期間にわたって達成された。新しい干拓地では、この推転は所与の技術水準のもとでより急速であり、短縮されて進行する。そのいみで、大授勸での農民層分解の諸傾向は佐賀的農業階梯としての「自小作前進」の縮図であり、逆説的な表現をすればその原型であるといって差支えないであらう。

×

×

以上にのべてきた諸事情からすれば、大授勸はその推転過程の転換点に立っている。その転換を条件づけているのは用排水の一応の整備である。だが、まだ新しい動きはでていない。ここでは経営地拡大の現状をおさえておきたい。

三四年末現在で、統計には三町以上の経営が総戸数六七戸のうち三戸あることになっている。また大授勸二区の二九戸のうち、四戸は名儀分散、その他の形で実質的に四町を超える経営を行なっている。このことは、前述のような「売りに出る土地がない」中飯盛のばあいと異なっており、未だ耕地がかなり移動していることを示している。

このことは同時に、土地条件の均質化が未だ十分に進んでいないことをも示している。その表現の一つは、大授揚では中飯盛ほど先の交換分合に熱心でなかったことである（前掲第○表）。交換の耕地も同一線の範囲内に止まっている。大授揚の耕地は堤防に平行して八線まで区切られており、大略のところ上から四線までが上田、五・六線が中田、七・八線が下田とされている。前述のように五・八線は常習水害地であった。

経営方式についてみても、米麦プラス藁加工（ないしは藁販売）がすべてである。耕耘機の導入によって従来の役馬も姿を消した。しかも乳牛の導入もない。だが地力についての関心もまた中飯盛ほどに切実ではない。それは、たとえば水稻の反当収量の停滞あるいは多少の減退——金肥投入の増大でカバーするが——があっても、経営地の拡大によって収益増加を計る途をこれまでとってきたし、現在もまたその可能性がある結果であろう。

かような地力収奪方式に適応して、さらに農閑期利用の藁加工が経営に入りこんでいる。それが一層地力収奪方式を促進する。それゆえ、ますます土地拡大が必要となる。とくに耕耘機を中心とした労働節約的な技術進歩はその可能性を条件づけた。藁加工機についても事情は同様である。従来の自動製藁機は約六万円であるが、一台に三人かかって一日三〇枚織ることができた。最近導入されている浅越式は施設費とも二〇万円を要し、一台に四・五人の手間を必要とするが、一日に七〇・八〇枚を織ることができる。藁一枚が平均三〇円位で、一日の売上は旧式で九〇〇円、新式で二、一〇〇・二、四〇〇円となる。原料代は藁一把三〇円とみて、一把から二枚織れるから、前者が四五〇円、後者が一、〇五〇・一、二〇〇円である。そこで一日一人の手間賃は前者（三人掛りとして）が一五〇円、後者（四人掛りとして）二六〇・三〇〇円となる。これから電気代、機械償却、修繕費等を差引くとすれば、ほぼ乳牛二〇〇円の手間と似たような値にならう。稼動日数の面では、乳牛が日換算で一頭当り八〇日として三頭

で二四〇日であり、藁加工は九月から稲收穫前の一〇月末まで——この間が年間でもっとも製品の値動きがいい——約六〇日を四人働くとして二四〇日であるから両者ほぼ一致する。したがって収入面からだけでいえば乳牛よりも藁加工が若干いいということになるかもしれない。しかし、中飯盛の農民がすでに計算しているように、厩肥の点および労働強度と労働の年間集中度からいえば、一概にそうもいえない、むしろトントンとみるのが妥当であろう。かつ厩肥の経営再生産にもつ効果を考慮すれば中飯盛の酪農への執着が理解されるし、他方耕地の大きさと農閑期利用の性格から大授揚に藁加工が入り易い理由も首肯できよう。なおこの藁加工も、大授揚では第11表のように中間層に重点的に入っており、上層はむしろ中間層への藁供給者となっておりとみることができる。

注(6) 同様の兼業条件の欠如にもとづく挙家離村の離農方式は、われわれがさきに調査した山口県美東町宗国部落においても見出された。当地は防長米の中心生産地帯に属するが、その水田単作的農業における経営の弾力性の低さが指摘せられる(拙稿「農地移動と地価形成」、山口県農林部『宇部市を中心とする農業構造』昭和三四年)。

3 有明国営干拓——造成費の課題——

農林省有明干拓建設事業は有明・福富・廻里江の三工区からなる一、六九八町の干拓で造成耕地は一、二二三町に及ぶ。戦前の民営干拓に比らば飛躍的に造成規模が増大している。規模拡大はそれだけ工事期間の長期化と投入佐賀平坦農業における干拓地形成の課題

第11表 藁加工の農家構成
(大授揚2区)

(単位：戸)						
	販 農	売 家	加 農	工 家	計	総戸数
3 町 以 上		2		1	3	3
3 ～ 2.5 町		2		2	4	4
2.5 ～ 2 町		1		1	2	4
2 ～ 1.5 町		—		1	1	1
1.5 ～ 1 町		1		4	5	5
1 ～ 0.5 町		—		1	1	7
0.5 町未満		—		1	1	5
計		6		11	12	29

佐賀平坦農業における干拓地形成の課題

資本量の増加をもたらし、かつ干拓地点の設定が特定化される。そのことじたい戦後干拓の一つの問題点をなすものである(?)。従前の半ば自然陸化をまっけて自然の速度に順応しつつ進展せしめられた干拓とは異なつて、それだけに干拓地の自立性も強く、背後地との関係も異なる性格を帯びざるをえない。

まず、工事費の増大を賄うためには、戦前の利子補給形態に止まりえず、利子負担のない国家資本の直接投資の形態をとることになる。この投資主体の変化が直接生産農民との関連でいえば、どういふみをもっているか。

さきの大授勸二七六町の造成に當つての直接事業費総額は一六八万円で、反當にして六一〇円であつた(第12表)。この源資として出資金七八万円(出資予定総額一三三万円)、補助金七〇万円が充當されるが、運営には主に借入金延一九二万円が利用されており、その利子額三三万円となつてゐる。この利子負担を事業費に合算した二〇一万円、反當にして七三〇円が実際の要費額となる。昭和一〇年の佐賀市玄米価格は一俵一二円であるから、右の反當額は玄米六一俵に相當するこ

第12表 大 授 勸 の 造 成 費

収 入		支 出	
円		円	
出 資 金	784,070.00	工 事 費	1,529,406.14
工事前後の土地収益差	89,271.14	事 務 費	150,394.90
額徴収金		補 償 費	2,415.06
借 入 金 { 年 賦	600,000.00	揚 水 機 維 持 管 理 費	41,785.79
入 金 { 定 期	1,321,830.00	(小 計)	1,724,001.89
県 補 助 金	83,388.00	利 子 補 給 金 (元 金)	334,695.75
国 庫 助 成 金	621,546.99	年 賦 金 (元 金)	133,835.73
雑 収 入	32,952.61	償 還 金 (元 金)	1,113,760.00
		小 計	1,582,291.48
		そ の 他	219,375.18
		合 計	3,525,668.55
		繰 越 金	7,390.19
総 計	3,533,058.74	総 計	3,533,058.74

となる。補助金差引の一二三万円が株主負担であるが、二、七六五口の株数当りでは約四二〇円が所要払込額である。他方昭和一〇年当時の東与賀村での中田価格は七六〇円、また大授搦耕地整理組合の昭和九年九月の設計変更書によってみると、造成地の水田地価は六五〇円と評価されている。これらを引き合せてみると、要するに事業者(株主)は四二〇円を投入して六五〇円の地価を獲得することになる。この差額約二〇〇円は、干拓造成によって発生し株主に無償で贈与される創業利得に他ならない。

ところで前述のように大授搦の中田小作料はふつう三俵であつたから、貨幣換算額は三六円である。管理・取立その他の費用を見込めば、ほぼ三〇円が地主純収益とみてよいであろう。六五〇円の地価に対比していえば約四・六%の利廻りとなる。

そこで問題は、これだけの利廻りの保証のもとで反当二〇〇円の創業利得が誰に帰属したか、という点である。事業費総額の四割に達する国庫助成金が、このばあい、どういう役割を果たしたか、という点である。

(一) 持株構成。大授搦造成は組合員出資に基づく組合干拓として行なわれた。大正一五年の干拓企業組合発起当初の名簿によってみると(第13表)、東与賀、西川副、西与賀(発起三村)の株主数は七一九名で総数七三三名の九八%を

第13表 干拓企業組合員の構成 (大正15年)
(大授搦)

(単位: 人)

持株数	東与賀	西川副	西与賀	佐賀市	その他	計
1	266	93	50	—	1	410
2	104	24	9	—	8	145
3	33	4	2	—	—	39
4	16	2	—	2	—	20
5	39	8	3	—	—	50
6~9	10	3	—	—	—	13
10~19	35	4	7	—	1	47
20~29	2	1	—	—	—	3
30~40	4	—	—	1	—	5
41~	—	—	—	—	1	1
計	509	139	71	3	11	733

「大授搦干拓企業組合員名簿」より作成。

占めていた。また持株数別には一、二株所持者が五五五名に達し、七六％であった。組合員の干拓作業への出役労賃を振替えて年々零細額を払込んでいく零細分散の株主を主体とする構成であった。だが干拓が発起された大正一五年と造成完了し耕地配分が行なわれた昭和一〇年との間には昭和農村恐慌がはさまれている。右の基礎薄弱な出資構成は当然にも崩壊の途を歩んだ。第14表はその過程を示す。当初の零細分散の出資構成に代って集中的構成が現われている。昭和一〇年の配分時においては、発起三村の株主数は七一％に減少し、その持株数は実に五三％にまで低下した。代って佐賀市等不在地主は〇

第14表 持株構成の推移（大授欄）

A 地域別

	東 与 賀	発 起 村 (東 与 賀 西 川 副 西 賀)	佐 賀 市	そ の 他	計
	口 名	口 名	口 名	口 名	口 名
大 正 15	1,455(509)	1,904(719)	38 (3)	527 (10)	2,469(733)
昭 和 4	1,331(464)	2,089(759)	192 (24)	213 (82)	2,494(865)
7	1,113(333)	1,919(598)	543 (34)	317 (88)	2,779(720)
10	707(185)	1,318(351)	646 (48)	520 (94)	2,484(493)

B 同 上 比 率

	% %	% %	% %	% %	% %
大 正 15	59.0(69.4)	77.2(98.0)	1.5 (0.5)	21.3 (1.5)	100 (100)
昭 和 4	53.4(53.6)	83.7(87.7)	7.7 (2.8)	8.6 (9.5)	100 (100)
7	40.0(46.2)	69.0(83.0)	19.6 (4.7)	11.4(12.3)	100 (100)
10	28.4(37.3)	53.0(71.2)	26.1 (9.7)	20.9(19.1)	100 (100)

C 持 株 別

	1～2株	3～9株	10～19株	20株以上	計
	名	名	名	名	名
大 正 15	555	122	47	9	733
昭 和 4	651	143	58	13	865
7	502	144	60	14	720
10	275	141	60	17	493

各年度耕地整理組員名簿より作成。

・五%から九・七%に増加し、その持株数は一・五%から二六・一%にまで達した。また一、二株の所有者数は五五から二七五名に半減した。かようにして、当初においてはともかく一体化していた事業主体と出資主体とは造成過程において分離していった。事業費の四割におよぶ国・県補助金もこの分離を阻止することはできなかった。否、むしろこの分離を円滑ならしめるための保証をなしたと考えることが妥当であろう。

(二) 分配構成。右の持株構成から当然にも総耕地の五六%が一〇株以上株主の手に帰した。1等級地についてみれば六二%に達した。この点はすでに前述した(前掲第3表)。造成過程での資金繰りの危機を救った、というのが佐賀市在住の地主達の優良地配分要求の理由であった。本来であれば当然に事業主体が留保し取得するであろう創業利得は不在地主の手に贈与され、彼等によって地代化されていく。他方、自らの労働によって営々と造成した零細農民は、この干拓地においても旧村におけると変りなく小作関係に入らざるを得ない。国家資本が大授勸造成において果たした役割は、まことにかようなものであった。さきに地主的土地所有のもとでの経営安定化・拡大を阻害する条件として、耕地構成の劣悪性、高率小作料、耕地分散の三点をあげたが、これら三点はすでに干拓地の造成過程において基礎づけられ、機構化されたものであったのである。

かように、戦前の干拓地については、利子補給の名目での国家資本の投入があるかぎり、依然として地主制補強的であったのであり、干拓地Ⅱ優良耕地の追加のいみを物語っている。昭和期以降に干拓規模の拡大とともに、従来の民営から県営に移行し、戦後の国営への媒介をなしている。この時期に一般的には寄生地主等の干拓投資への積極性がうすれている事実は、干拓投資の採算割れがあったからであるよりも、入植営農段階での地代化の不安定化を予測していることによるものであろう。

しからは戦後はどうか。有明国営についてみると、その総建設工事費は三七億で国費によっており、入植者は最高反当五・五万円まで負担することになっている（建設工事完了後三カ年据置、年六分、二二年の均等年賦償還）。加えて補助工事（県負担）と整地工事（農民直接負担）の合計が約四億で反当約四万円となり、さきの五・五万円と合計して九・五万円が農民の償還の対象となっている。ところで総工費は三七億と四億の計四一億で、概算して三四万円が反当造成費となっている。三四万円が一〇万円弱で払下げられ、その差額が国費負担となる。近傍地価は、二二・三万円であるから、その半値にも充たない。だが、この差額一二・三万円は、入植農民の経営にとっては現実には——償還期間は耕地移動は禁止されている——何らの積極的利得ではない。彼等にとっての問題は、この耕地を売却・貸付することではなく、この耕地のうえで経営の拡大再生産を展開しうるか、否かであるからである。この点は、干拓造成によって不当な擬制価値（＝賃料権）が地主に帰属し、それが地代化されて農民を圧迫した戦前との決定的な差異であろう。この点に関しては、農民にとっては借入資本の条件のみが問題である。そこで経営再生産の諸条件がいかなるものか、以下にみていこう。

造成規模が大である結果、干拓地が背後地に依存する関係が少なく自立的である。それは特に水利の面でよく示される。入植当初から格段に土地条件が安定していることが戦前干拓の大授勸との営農のうえでの決定的な差異であろう。二九年から入植開始し、一年に井戸開設して水稻生産が始められ、背後地からの用水には全く依存していない。水量は十分で三年の干魃時にも逆に背後地に給水した。他方、排水も良好である。かような良好な土地条件のもとで、しかも背後地地価の半額で払下げられ、その支払も二五年低利償還である、また各種の営農資金が融資される等、大授勸の入植時とは比較にならない好条件である。極言すれば大授勸の農民がほとんど素手で二五

年の歳月を要して獲得した営農条件を、有明国営干拓の入植農民はすでに与えられているといつてもよいであろう。いいかえれば、激しい競争の中から選ばれて入植する農民と選にもれた農民との落差は大である。戦前の入植民が背後地に残存する農民と同一地位におかれた、あるいはそれ以下であったことと対比すれば、比喩的にいつて戦前の両者の連続性、同一性に対比して、戦後の不連続性、差別性、したがって背後地との断絶が指摘できよう。

この入植の状況は第15表の如くであるが、他方、地元増反も決して低率ではない。入植者四〇八戸にたいして三二三町(平均八反)が分与されているが、地元増反も五一一戸にたいして一四八町で一戸平均三反が分与されている。完了時の計画としては、一、六九八町に一、四九五戸を導入し、入植六四八戸(九七四町—平均一町五反)増反八四七戸(二五四町—平均三反)が予定されている。地元増反は戸数で五六・六%、面積で一五・〇%を占めることとなる。さきに大授揚の項で指摘したように、地元増反は定着性が弱い。一戸三反に限定されている有明国営干拓のばあいは一層そうであろう。かような分与は、それじたいとしても、干拓計画としても極めて非経済的である。今後の問題として、地元増反の要求が最も強い中貧農層への対策は、その根源をついて別個に考慮すべきである。かような地元増反は何ら中貧農の経営生活の改善に役立っておらず、逆にその貧困を再生産していることを考慮すべきであろう。それは、背後地の水利問題を干拓造成によって、干拓地の負担において緩和しよ

第15表 入植状況 (有明国営干拓)

		入 植		地元増反		合 計
		戸数	面積	戸数	面積	
昭和	29	308	187	430	105	292
	30	20	18	—	—	18
	31	20	18	67	20	38
	32	—	—	—	—	—
	33	60	100	14	23	123
計		408	323	511	148	471
計画数		648	974	847	254	1,698

農林省有明干拓建設事業所による。

うとすること、その結果、問題は何ら解決されずに拡大されていること、そしてそれが背後地農業の発展の基本的な制約をなしていること、と同様の視点から考慮すべきことである。

最後に、国営干拓は入植者にとってみれば戦前の大授揚とは雲泥の差といえる好条件をもっている。しかし、他方でその経営耕地は一町五反に限定され、耕地売買貸借は償還の続くかぎり許可されない。いわば当初から中飯盛的な条件に接近しているわけである。そこで既に乳牛導入が開始されている。しかし一町五反でやっていけば昭和三五年からの払込み開始もそれほど困難ではない。〃揚(背後地)にいたときよりもよほど楽だ〃というのが入植農民に共通した意識のようである。そこに築きあげられるのは、国家政策が基本的に指向している自作農の創設であり、自作農主義そのものである。国営干拓への入植の有利さは、他面では大授揚の創生過程にみられたような荒々しい初期資本制的発展の躍動とはならず、一町五反の耕地制限を当初から担った特権的な中堅自作農たらざるを得ない。自家労作経営としてかように固定化されていくことは、すでに背後地においては逆にこの固定化の矛盾が明確化しつつある現状である——それはたんに農地政策の課題であるだけでなく農業政策全般の課題である——だけに、今後に至るの問題としてのこるであろう。そこに予め見透された何らか新しい営農方式とその規模への考慮が要請される。

注(7) 本岡武「干拓の経済的特質とその諸問題」『農業経済研究』二七卷一号。

三、むすび——佐賀平坦農業としての課題——

以上みてきたような佐賀平坦における干拓地農業のありかたを概括していえば、その基幹は水田Ⅱ稲作であり、

その水稻作の確立の条件、とくに水利と土地条件の優劣が決定的ないみをもっている。われわれは、その条件の確立、安定化の過程を干拓地の背後地化の過程として、まず把握した。

元來、干拓地は、潟土の自然隆起を基礎として成立するものであるから、山林原野等の開墾によって成立する開墾地が概ね劣等地であるのとは異なつて、原生的生産力としてみた地力は格段にすぐれている。交通その他の立地条件についても既耕地に劣らない。総じていえば、干拓地は本來的に優等耕地としての素質を具備している。

しかも、干拓地は耕地がすべて水田であり稲作が主体である。耕地がほとんど畑である開墾地と異なつて、戦前戦後を通じて我が国の農産物価格体系の中で政策的支援を併せて優位に立っている。優等耕地としての素質は、それが水田であることによって具体的ないみをもっている。

このことは、一般に畑作の商品生産が、要求する最低規模の資本定量に比らべて水田作ではより低位の資本定量——土地資本を別として——をもつて成立しうることをいみしている。つまり、入植者にとって、その商品生産としての成立のためには、劣等地に畑作たる開墾地ではより多い資本量を必要とし、より不利な不安定な価格に対応しなければならぬ。しかし、優等地に水田作たる干拓地では、より少ない資本量をもつて、より有利な支持された価格に対応することが可能となる。干拓地入植者はこの両面から優位に立つわけである。

ただ土地造成資本については問題は異なる。農民が造成耕地をいかなる形でうけとるか、という側面がさしあたつていみをもつからである。現在の国家資本は干拓地の右の有利性——造成後の生産力——のために開墾地ではなく干拓地に集中されている。入植農民にとって、この国家投資の不均衡は叙上の条件差に加えて決定的な差となつてゐる。農民を農民として成立させようとするならば、この両地域への投資の不均衡は再検討さるべきであらう。こ

の点は、ここでの直接的な課題ではないので、これ以上ふれない。

右のような干拓地入植の二重、三重の優位性、つまりその原生的生産力としてみた地力の優等性を基礎とした優位の入植条件にもかかわらず、それがそのまま入植農民の社会的生産力の優位として展開した、ということとはできない。現実の優等耕地は、この両面の規定性をもつことによって、経済的に優等耕地たるの実を発揮することができる。その阻害条件は何か。

第一に、それは水利の不完全性であった。いいかえれば耕地化の不十分性である。大授瀬においては、このことが経営の不安定を入植以来二〇年以上にわたって持続した。それは干拓造成それじたいが生産者視点に立つよりも所有者視点が先行し優位したこと不可避免的な結果であろう。地代化の優先は、干拓造成に当たっての資金不足が耕地質の向上よりもまず耕地量の拡張を考慮させ、その結果としての総体としての耕地質の劣悪化を農民の貧困と勤労とによって補足せざるを得なかった点に示されている。

大授瀬の造成過程において、恐慌の深化とともに出資金払込の未徴収が増大し、また造成の当初予算は数次の設計変更で膨張した。事業当局はこの対策に苦慮し、佐賀市商人地主等に泣きついてその出資を仰ぐ手段として設計変更による開田面積の増反（当初予定二五八・二町から二七六・五町）を計り、出資口数を二、五〇〇から二、七六五に増加した（昭和六年）。この結果、総事業費は一、六〇五、二四四円から一、六六七、六三〇円に増額したが反当事業費は六一六円から六〇二円に逆に減少した。この折の設計変更認可申請書によれば「果地精査ノ結果別紙図面ノ通り区域ノ変更ヲナス時ハ既認可区域ト變更セントスル区域ハ地盤同高ニシテ而モ地質前者ヨリ後者良好ナルヲ以テ築堤ノ安全ヲ期セラレ経費モ亦比較的経済ニ付地区ヲ拡張シテ面積モ増加ヲ計ラントス……」（傍点——引用者）。すでにみたように、この増資によって特殊構成における地主集中の比重は一層促進せられ、彼等の発言力を強化した。

現在、水利条件は一応の水準に漸く到達した。しかしまだ十分とはいえない。そこに、大授掬の農民がもつとも手近かな対策として、さらに地先干拓を要求する現実的な根拠がある。

第二に、地代Ⅱ地価の負担。とくに戦前の地主制下に発足した大授掬では試作当初の水稲作が予想以上によかったことから、割高に小作料が評価され、さらに入植農民および地元増反農民の土地獲得競争——それは土地条件の不備にたいしての危険分散をかねている——がそれを一層せりあげていった。戦後も新設農家が掬に集中したということもあって、地価はむしろ昂騰した。現在でも、掬の方が揚よりも概して地価が高い。収量の変動率が大きく、危険度が高く、しかも耕地移動率が高いにもかかわらず、むしろそれゆえに地価が高いという現象を呈している。土地市場での投機性が大きく、上層農の購買欲が強いことが右のてこ入れとなつていよう。そのことが、〃干拓地が地先にできれば、もっと安い土地が手に入るだろう〃という農民の「当面の論理」となっていく。大授掬が造成されたと同じメカニズムが働くとするれば、まして国営干拓におけるような掬と揚との断層を考えれば、地先干拓によつて地価の低下を期待することはできないのだが。

第三に、農民経営における資本不足があげられなければならない。いかに地力の高い干拓地であるとはいえ、はだかが入ってくる入植民にとって経営の安定化は激しい苦難の途である。そのばあい本家の支援の有無如何はその成否に大きく作用している。とはいえ、現在では、干拓地に次三男を放出する本家そのものがすでに概して中農ないし貧農である。大授掬で次三男対策として地先干拓を熱望しているのは三〇四町の上層農——かれらはすでに大授掬地区内で分家対策を実現している——ではなくして、やはり大授掬地区内に耕地を購入してせめて一町位の土地をもたせることのできない中貧農層である。ここでも同じ事情が再生産されている。現在、地元増反の〃焼石に水〃的

な不安定な性格にもかかわらず、なお地元増反が熱望される所以もそこにある。

以上、三点にとりわけ示されている農民の干拓造成への評価と要求のもとで過去の干拓造成は進行し、干拓地は次第に背後地化の途を歩んだ。それも、やはり一つの優良地化の進行過程には違いない。われわれの持っている優良地化^{II}背後地化というシェーマに、すでに歪みをもった過程という認識がふくめられている。

背後地化の推進が干拓造成を要求し、その実現のうえに到達されるという形で、自らの矛盾を干拓地に転嫁していくという佐賀平坦農業の体質形成は、いかえれば自己の内部に矛盾の根を温存し、かつ拡大していく性格のものである。われわれは、佐賀平坦農業が自己の内部において基本的にこれらの問題を解決していくことが、いわば本格的な優良耕地化の途であり、社会的生産力の本格的発揚を基礎づけるものと考ええる。今後一層拡大されるであろう干拓規模は、そこで一層佐賀平坦農業とは切り離された独自性を主張するようになるであろうし、ひとり佐賀平坦農業の矛盾を転嫁しうる場であることは不可能となっていくに相違ない、ということを考えれば一層右の考えは現実的となるであろう。

さような問題視点にとって、例えば中飯盛において地力形成の問題が再生産の一環として認識されはじめていることに、一つの発展的な契機を認めねばならないであろう。それが水田酪農の積極的意味である。

さらに、水田酪農の発展について飼料面を制約している水利についていえば、北山ダムの完成に伴なう排水施設の整備が具体的に関連をもつ。現在のところ、その幹線水路は国営であるが、支線・末端は県、団体営に委される。このいみは、とくに末端水路については、農民に負担がかかってくることで、またそれと関連して現状を基本的に修正することが地域相互的にも地域内的にもそれらの間の勢力関係あるいは旧慣がからんで困難な問題をはらん

でいること、などのために団体營では現状の補修以上を期待することは余りできない。それは生産力の本格的展開のために、基礎的に要請される用排水路の分離、そのもとの耕地整理・交換分合という末端までの体系化を困難にしている。すなわち、たんに北山ダムの造成による用水量豊富化、調節可能化に止まらずに、クリーク農業体系における問題の抜本的解決の基礎過程として大規模な耕地整理を伴う用排水路の分離が末端まで施行されることが要請されるのである。それは一地域農業にとって、現状ではよくこなしようところではないだろう。国家資本の集中的な農業投資が不可避的に必要となる所以である。たしかに、たとえば有明國營干拓（計画面積）一、七〇〇町の造成によって既耕地改良（排水効果）面積は一、九〇〇町に及んでいる。しかし、それは背後地の総体に比べれば問題にならず、またあくまで間接効果であるにすぎない。

戦後の緊急開拓の時期をすぎて、現在では農業の国民経済における比重はそれだけ減退しており、かつ農工間の発展の跛行性は一層顕著になってきている。しかも二七〇八年以降における世界的な食糧過剩傾向と国際価格の低下傾向を背景として、農政面においても米麦中心の増産主義への批判が表面化した。食糧の絶対量の確保よりも生産性・所得が課題となり、国家投資についても資金の効率が問題となる。干拓政策の視点も自ら変らざるをえない。新たな干拓造成によって既耕地の背後地化を間接的に促進するかぎりでは、干拓造成は何ら背後地農業の体質改善に寄与できない。むしろ干拓規模の巨大化に伴ない、干拓地は背後地とあらゆる面で断絶せしめられる傾向すら見出される。尨大な国家投資が、限定された入植者による優等諸条件の經營的独占の基礎を構築し、かくして自作農主義の強化・擁護を結果するに止まるべきではないであらう。今後の干拓政策の視点は、背後地の体質改善政策の一環として積極的に組み込まれていくことに置かれねばならないであらう。そのような形で、当面する農業構造の

変革の課題に寄与しうるか否かに、干拓造成の重要なポイントがかかっている。それは、干拓の投資効果を、たんに直接効果と間接効果との合計としてとらえる通説の問題意識を越えるものであらう。

再び水田酪農に戻って、そこでの酪農部門の拡大再生産の条件を、かような基礎過程の整備のうえに創出していくことが次の課題となる。現在の水稲部門からのつぎこみによる酪農部門の維持とその拡大限界とは、基本的には自作農的土地所有のもとでの個別的自家労作経営としての拡大限界である。その壁をいかにしてのりこえていくかが、改めて佐賀平坦農業の場において問われなければならないであらう。